

広島県告示第千二百二号

広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱の一部を改正する告示

広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱（昭和五十七年広島県告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ(7)中(ロ)を削り、(ハ)を(ロ)とし、同号ハ(9)中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）による改正前の租税特別措置法」に改める。

第六条第五号中「この場合において、助成金の額が十億円を上回る場合には、単年度十億円を限度に二か年度で交付することができる。」を削る。

第七条の表以外の部分中「申請書」の下に「（施設建設等の実績に基づく申請書）」を加え、「（助成金の額が十億円を上回る場合は二年以内）」を削る。

第八条の見出し中「交付決定の」を「交付決定等及び」に改め、同条中「助成金の交付の決定」を「前条の規定により提出された申請書を審査して助成金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、交付の決定及び額の確定」に改め、「その条件」の下に「並びに確定額」を加える。

附則第五項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。
 附則第七項中「附則第五項各号に規定する事業者」を「附則第五項に該当する者」に改める。

附則第八項第二号中「事業者」の下に「（前項を適用する場合にあつては、リース事業者等に限る。）」を加える。

附則第十四項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、附則に次の一項を加える。

15 第六条、附則第八項第一号又は附則第十四項に規定する助成金の額が二億円を上回る場合には、附則別表第三の第一欄に掲げる区分に従い、初年度及び次年度以降の交付限度額はそれぞれ同表第二欄及び第三欄に掲げる額とし、同表第四欄に掲げる交付年限により分割して交付するものとする。

附則別表第二の次に次の一表を加える。

附則別表第三

助成金の額	単年度限度額 (初年度)	単年度限度額 (次年度以降)	交付年限
二億円を超え四億円以下	二億円	二億円	二か年度
四億円を超え六億円以下	二億円	二億円	三か年度

六億円を超え七億円以下	三億円	二億円	三か年度
七億円を超え九億円以下	三億円	三億円	三か年度
九億円を超え十億円以下	四億円	三億円	三か年度
十億円を超え十二億円以下	四億円	四億円	三か年度
十二億円を超え十三億円以下	五億円	四億円	三か年度
十三億円を超え十五億円以下	五億円	五億円	三か年度
十五億円を超え十六億円以下	六億円	五億円	三か年度
十六億円を超え十八億円以下	六億円	六億円	三か年度
十八億円を超え十九億円以下	七億円	六億円	三か年度
十九億円超	七億円	七億円	三か年度

附 則

- 1 この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 2 改正後の広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に奨励指定申請書を知事に提出する者について適用する。
- 3 平成十二年十月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に県又は県土地開発公社と県又は県土地開発公社が造成した団地に係る土地売買契約又は事業用定期借地権設定契約を締結した者が、当該契約に係る土地において建設する施設について初めて奨励指定申請書を知事に提出する場合には、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新要綱附則第七項及び附則第八項第二号の規定は、前項の規定にかかわらず、平成十六年十二月二十七日以後に県又は県土地開発公社と県又は県土地開発公社が造成した団地に係る土地売買契約を締結し、かつ、施行日以後に助成金交付申請書を知事に提出する者について適用する。